一三九　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件　一四　四

一四〇　出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件の一部を改正する件　一五　三

一四一　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件　一五　三

一四二―一四五　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件　一五　四

一四六　除籍が滅失した件　一六　四

一四七　日本国に帰化を許可する件　〃　四

一四八　〃　一七　四

一四九　除籍が滅失した件　一八　六

一五〇　〃　一　六

一五一　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件　一八　六

一五二―一五五　除籍の一部が滅失した件　二三　四

一五六　除籍が滅失した件　二三　四

一五七―一六〇　外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件　二三　四

一六一　日本国に帰化を許可する件　二三　五

一六二　〃　二四　八

一六三　出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件　二五　五

一六四―一六七　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件　二五　五

一六八　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件　二五　五

一六九　日本国に帰化を許可する件　三〇　三

一七〇　更生保護法第五十一条第二項第四号に規定する医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識に基づく特定の犯罪的傾向を改善するための体系化された手順による処遇として定めるものを告示する件の一部を改正する件　三一　73　二六

一七一　更生保護法第六十五条の三第一項第二号に規定する法務大臣が定める基準を告示する件　三一　73　二六

一七二　少年院種類表の一部を改正する件　三一　特13　五七

〇外務省

五五　洪水被災学校再建計画のための贈与に関する日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二　五

五六　アフガニスタン・イスラム共和国における小児感染症予防計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の書簡の交換に関する件　二　五

五七　絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約への締約国の追加に関する件　四　五

五八　絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約の附属書Ⅲの改正に関する件　四　六

五九　ジェリコ・ヒシャム宮殿遺跡大浴場保護シェルター建設及び展示計画（詳細設計）のための贈与に関する日本国政府とパレスチナ解放機構との間の書簡の交換に関する件　四　六